

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月ごろから 38 年 5 月ごろまで
② 昭和 38 年 6 月ごろから同年 12 月ごろまで
③ 昭和 39 年 1 月ごろから同年 7 月ごろまで
④ 昭和 39 年 8 月ごろから 40 年 1 月ごろまで

私は、申立期間①は、A社の経営するB事業所において、別名で接客係として勤務していた。失業保険をもらったことを覚えている。申立期間②は、C社でまた、申立期間③は、D社で販売員をしていた。申立期間④は、E事業所もしくはF事業所で接客係をしていた。

各申立期間は、重複している期間もあったと思うが、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の当時の事業主は既に死亡しており、申立期間①における申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等について確認することができない。

また、現在の事業主及び複数の同僚等は、「当時は、従業員全員が厚生年金保険の被保険者とされていたわけではなかった。」と供述している上、申立人の挙げた同じ職種の同僚等はその全員が、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及びその前後に申立人の氏名（本名及び当時使用していた氏名）は無く、健康保険番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人が勤めていたとするC社の人事担当者は、「営業担当者には、1か月から18か月間の試用期間があった。」としている。

また、「厚生年金保険については、本社一括で管理しており、試用期間終了後に加入させていた。」と供述しており、事業主は一部の従業員については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②及びその前後に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

3 申立期間③について、申立人が勤めていたとするD社の人事担当者は、「一年から一年半の見習期間があった。営業成績により、正販売社員になると厚生年金保険に加入させていた。」としている。

また、厚生年金保険は、本社で一括管理されており、G社会保険事務所からの回答票によると、同社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③当時に申立人の氏名は見当たらない。

4 申立期間④について、申立人の記憶が明確ではないことから、申立人が勤めていたとする事業所の名称及びそれを経営する事業所名が不明であり、事業所を特定することができないことから、厚生年金保険の適用事業所であったかどうか確認できない。

また、申立人は、勤めていたとする事業所の事業主、同僚等についての記憶が無く、申立ての事実を裏付ける供述を得ることができず、申立ての事業所での在籍等について確認することができない。

5 加えて、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等は無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 8 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで

私は申立期間①の始期である昭和 53 年 4 月に、A 社に営業職の正社員として入社し、基本給約 10 万円と受注売上額の 1 パーセントの報酬金を合わせて、約 40 万円の給与を支給されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 社における厚生年金保険の資格取得日が、申立期間②の始期である昭和 53 年 8 月 1 日となっている上、同月から 60 年 7 月までの標準報酬月額が 8 万円から 14 万 2,000 円とされており、実際に支給されていた給与の額とも相違している。

申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めるとともに、申立期間②について、当時、県営住宅に入居した際の所得に関する資料を添付するので、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社からの回答によると、「申立人は、昭和 53 年 4 月 3 日から平成 9 年 2 月 28 日まで同社に在籍していた。」としており、申立期間①に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の取扱いについて、当時の事務担当者に確認したところ、「入社後数か月間は試用期間として厚生年金保険に加入させず、保

除料も控除していなかった。」としている上、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立期間①以前に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いなど、申立人が、申立期間①において、厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得日については、入社から1年経過した昭和54年4月26日とされていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②について、申立人は、当時の収入を確認するものとして、県営住宅の証明書等を提出しているところ、それらの書類からは、申立人が入居していた「第一種公営住宅」に入居することが可能であった所得の範囲が推認できるのみであるとともに、申立人が供述する「第一種公営住宅に入居できる所得の基準を超えていても、当初から割増賃料を払えば入居できた。」ということについても、申立人保管の昭和56年4月*日付け県営住宅入居許可通知書では割増賃料についての記載がないため確認ができないとともに、申立人は給与明細書、所得税源泉徴収票等を所持しておらず、申立人の具体的な収入額が不明である。

また、申立人の具体的な記憶から、営業成績に応じた報酬金がA社から申立人に支給されていたことは否定できないものの、同社は、「申立期間②に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間②に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」としている上、当時の事務担当者も、「申立人の主張するような受注売上額に応じた報酬金が支払われていた事実は承知していない。」としており、申立人が主張する報酬金がすべて給与として支給されていたか否かを含めて、申立人の主張を裏付けることができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②直後の昭和60年8月から、標準報酬月額が32万円に改定されているが、A社の商業登記簿謄本及び同社の決算書類より、昭和59年7月から申立人がA社の取締役就任したことにより役員報酬が支給され始めたことが確認でき、これに伴う届出が行われた結果によるものと考えられ、当該増額の改定は不自然とは言えない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を

確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 21 日から 33 年 8 月 ごろまで
私は、A市にあるB社の経営するC事業所に、見習いとして申立期間の約一年間勤務していた。
その後、D市に戻り昭和 34 年 2 月に資格を取得したことを覚えており、申立期間に勤めていたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和 34 年 8 月 30 日に適用事業所ではなくなっており、人事記録等の関係資料は無い上、事業主等は死亡又は所在不明のため、申立期間に係る申立人の同社における勤務の状況、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、同社の後継企業の人事担当者は、「昭和 47 年 2 月以前の記録は保存していないため申立人については不明である。」としている上、複数の同僚等に聴取しても、「申立人を記憶していない。」、あるいは「勤務期間については特定できない。」と供述しており、申立人の主張を裏付けることができない。

さらに、社会保険庁が保管する同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日は昭和 32 年 8 月 1 日、資格喪失日は同年同月 21 日であることが確認できるのみであり、申立期間中に厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。